

## 第15回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和3年9月6日(月)午後1時30分より、第15回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

#### (出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	14番 山本 晃一郎

#### (欠席委員)

8番 中西 秀友 13番 水主 哲寛

#### (農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修

#### (事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	( 午後 1 時 3 0 分 開会 )
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は中西委員、水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>会議に先立ちまして、ご報告します。本日の会議について、傍聴の申し出があり、これを認めておりますのでご報告いたします。</p> <p>それでは、ただ今から、第 1 5 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事録署名委員は、山崎委員、井内委員のお二人にお願いいたします。現地調査委員につきましては、山崎委員、小島委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、隣接地でのキャンプ場整備計画を進めるにあたり、駐車場用地として転用するものです。雨水は従来通り自然浸透となります。隣接農地の同意も得ておられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、山崎委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
山崎委員	<p>報告します。去る 8 月 2 5 日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の西笠取 の利用状況につきましては、不作付地で、草などはきれいに整備されておりました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
北浦委員	申請地は元々、幼稚園がイベントをされる際に臨時駐車場として借りておられたものですが、譲受法人が貸してほしいと話をされていたとのことですか。
中林委員	以前から駐車されていたなら、利用状況が不作付地ではおかしいんじゃないですか。顛末書付きで申請されるべき雑種地ではないですか。
局 長	駐車しようと思えばできるような状態ではありましたが、今までの利用状況調査でも農地と判断されていたところですので、不作付地と記載させていただいております。
議 長	現地調査委員より報告があったように、今は草を刈ってきれいにされているんですね。
山崎委員	端のほうだけ砂利がありましたが、きれいに管理されていました。
議 長	元々駐車場として利用していたわけではなさそうですね。
山崎委員	そこまでは見た目では分かりません。
水谷推進委員	キャンプ場の図面、全体の概要はありますか。
局 長	全体の概要につきましては、申請地とは別になりますので、詳細は確認しておりませんが、隣接地として幼稚園の という施設がありまして、そこをキャンプ場として整備するとお聞きしています。
水谷推進委員	この辺は色んな人が借りておられますが、施設がキャンプ場となると当然今の幼稚園の施設よりも車両台数が増えるので、周辺がどうなるのか、キャンプ場と駐車場の全体像は把握しておいた方が良かったのではないですか。申請地だけの問題ではないので、これ以上に計画があるかも含めて概要を聞いておいていただきたいです。
議 長	当該申請に対してキャンプ場の全体概要は必要ありませんが、水谷推進委員が仰ったことはもっともな話だと思います。

北浦委員	<p>笠取では元々地元に住んでいて、他所に出て行かれた人が身内等に貸しておられるといったケースがとても多いです。その借りた人があちこちに小屋を建てたり、色々やっておられたりといったことが見受けられます。</p>
山本委員	<p>はほとんど農振外ですか。</p>
北浦委員	<p>無指定だったかと思います。 申請地の持ち主は他所の人ではないですが、土地を貸されております。だんだんと東笠取でも、農振内ですがそういう土地が増えていくのではないかと思います。</p>
議 長	<p>当該申請について認めるかどうか、如何ですか。</p>
水谷推進委員	<p>本件についてはだめだという理由もないので、認めて良いと思いますが、学校より北側は道路の路肩等ほとんど整備されていません。キャンプ場となれば、現状よりも多数の車両が通行することになります。そうすると整備されていない道路ではもたないと思います。道路事情や、残存農地への影響もありますので、やはり全体像は把握してほしいです。</p>
小島委員	<p>当該地は農振外で、鳥獣害も大変多いところと聞いており、農業を積極的に進めていくことが難しい地域だと思いますので、認めていく方向でどうでしょうか。水谷推進委員が仰ったように、今後も開発が進むようなら、事務局から事業者にどういう構想を持っておられるか聞いておいていただけたらと思います。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。  異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。  次に、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 それでは、事務局より説明願います。</p>

<p>局 長</p>	<p>それでは、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1及び2につきましては、いずれも機構集積でない利用権設定に関するもので、新規就農者である同一借人による2年間の使用貸借の設定を行うものです。</p> <p>本件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>小島委員</p>	<p>報告します。去る8月25日、事務局の案内で山崎委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の安田町 及び の利用状況につきましては、隣接する水田より一段高くなっており、客土を入れて田畑転換されたと思受けられる農地でした。今年収穫したと思われるタマネギが転がっていたり、一部ナスを作付されていましたが、何らかの理由で、全面が約50cmほどの高さの雑草に覆われている状態でした。</p> <p>番号2の志津川 の利用状況につきましては、休耕田の状態、雑草が約1mくらいの高さで一面に伸びている不作付地でした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>借人はそこでどのように農業されるんですか。</p>
<p>局 長</p>	<p>借人は新規就農の方です、番号1ではほうれん草、番号2では青ネギの作付を予定されていると聞いております。</p>
<p>山本委員</p>	<p>番号1は新聞等で報道されているように、農業振興地域から外して大規模な産業用地として指定しようとしている土地の中で、最有力候補になっていますよね。その中で新規就農として借受をされるということに、番号2の土地も含めて、借人に何か農業以外の思惑があるのではないかと少し危惧しています。</p>

	<p>ちゃんとほうれん草や青ネギをされるのなら、たまたま場所がそこに被ってしまっただけだと言えるでしょうが、今後の動きをよく注視していかなければと思います。規定通りに書類が整っているのなら、通すことに問題はありますが、少し気がかりではあります。</p>
局 長	<p>当該地の貸借には農林茶業課も関わっておりまして、借人は新規認定就農者として認定を受けた方であり、山本委員が危惧されている点につきましては大丈夫だと考えております。</p>
水谷推進委員	<p>農振から外れてしまう可能性があるという心配もありますので、借人はどうやって農業していこうと計画されているのか、今はどのくらいやって営農されているのか、分かる範囲で状況を説明してください。</p>
局 長	<p>新規就農者の方ですので、現在管理されている農地はありません。今回新規に借りられるということになっておりまして、年齢は36歳です。本議案3筆で営農した際の粗収見込みは、359万円とのことです。</p>
水谷推進委員	<p>番号2の農地は、以前あった災害で道路際の水路が壊れており、水が入らない状態です。川は当該地より低い位置にあり、車も入れるのは難しいです。農地として続けていくのは大変なところで、田もできませんし、畑としても厳しいです。</p> <p>番号1も難しい農地です。新規就農の方で、がんばっていこうとされているのは分かりますが、ネギはともかく、ほうれん草は元々栽培している農業者でも難しい作物です。ほうれん草とネギを交互に作付される等の工夫は必要です。農林茶業課で指導されているとは思いますが、営農計画が成り立つのか心配しています。3反で300万円程度となると、そんなに効率の良い営農にはならないと思います。がんばって新規就農された方を応援したいですが、今聞いている計画で3反のままやっていくのは難しいです。借人がきちんとやってくれるように農林茶業課から指導してほしいです。</p>
議 長	<p>水谷推進委員が仰るように、3反のままでは食べていけないとは思いますが、やる気はあるとのことなので、やらないようにとは言えません。新規就農者がなかなか育たないのもあり、農林茶業課も応援しているとは思いますが、借人がちゃんとやってくれるように地元委員はよく見ておいてください。</p> <p>はじめは就農資金の支援があるから何とかなるかと思いますが、支援が終わった後も続けていくにはもっと営農を拡大していけないといけません。自家用ならともかく、販売して営農していくのはなかなか大変ですが、新規就農者に期待し</p>

	<p>ましよう。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>議長  ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p> </p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p> <p>局長  それでは、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p> </p> <p>番号1及び2につきましては、昭和42年3月頃に現所有者の先代にあたる同一人が、農地法を知らずに住宅敷地として整備されたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>番号3につきましては、昭和41年2月頃に現所有者の先々代が宅地に、また、平成25年7月頃に現所有者が貸露天駐車場を、いずれも農地法を知らずに、整備されたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p> </p> <p>以上です。</p> <p>議長  事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>水谷推進委員  本議案の当該地ですが、いずれも小倉・伊勢田地域の京力農場プラン策定にかかる地区連絡会議に、地域内農地として入っていなかったと思います。農林茶業課の持っている図面には入っていませんが、農業委員会の持っている図面にはこの土地も入っているはずで、地区連絡会議で集まったときに、こんなところが農地だとは説明もなく、全く知りませんでした。地域の農地の最適化をどうするのか話し合う会議の中で、ここについても図面に入れるべきではありませんか。同じように届出せず転用されている土地があるのなら、地域の話し合いの場で教えてもらえたら知ることができます。</p>
--	--

局 長	京力農場プランで使用している地図は、農林茶業課が農地所有者に対してアンケートを取り、回答があったところに色付けをしているものです。委員さんに対しての情報提供のあり方については、事務局内でも検討いたします。
山本委員	昭和41年から家が建っていたところについて、旧宇治でもそういったところは沢山あります。農林茶業課に言ったところで、現実的に田畑と登記されている土地を把握するのは難しいのではないのでしょうか。40年50年と古くから家が建っているところでも、所有者が登記簿を取ってみて、初めて底地が農地だったんだと分かるケースも多いと思います。
水谷推進委員	農業委員会のシステムには入っているはずです。
山本委員	農地台帳には載っていたんですか。
局 長	農地台帳には、現況宅地の農地として載っておりました。
多羅尾委員	ですが、所有者が申請や届出を出さない限り、現地は確認しないですよ。ただ農地台帳に載っているだけでは洗い出しできませんし、本人が第4条なり第5条で届出をして初めて、再調査となるのではありませんか。
局 長	システム的には、農業委員会は全ての農地を把握していると言えますが、第4条もしくは第5条で届出をしてもらうことにつきましては、何か他の案件で来局された際に農地台帳を見て、こちらの土地は届出が漏れているので届出を出してください、と口頭でお伝えしているのが実情です。
多羅尾委員	それまではなかなか分からないということですよ。
議 長	例えば、その土地を担保に資金を借り入れようと思った場合、底地が農地ではいけないので届出の相談に来られるといったケースもあります。
多羅尾委員	番号1及び2は、借家ですか。
局 長	地図を見る限りは、借家かと思われます。
多羅尾委員	確かに、この辺りに借家があったような気がします。



議 長	昔からあった借家だと思います。
小島委員	個人情報の制限もあり、簡単に調べてどうにかするといったことも難しいと思います。何らかの届出あったらその都度修正していく、それしかしょうがないんじゃないでしょうか。
議 長	転用目的は現況に合わせたものですか。番号 1 及び 2 の転用目的は住宅敷地とありますが、宅地ではないんですか。
局 長	当該地は家もあれば駐車場もあり、借家もありといった様々な居住用のものが建てられておりますので、住宅敷地と記載されております。
議 長	今から家を建てられるんですか。
局 長	いいえ、既に建っている状態です。後追いで届出になります。
議 長	これから建築されるわけではなく、現状で届出されているんですね。
局 長	はい。将来どうされるかは分かりませんが、届出せずに既に転用がされておりますので、まずは是正するために現所有者が現況で届出をしたものです。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。

(午後2時10分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_